

独禁法審査手続について

中小企業に十分な防御の確保を！

平成26年3月27日

全国中小企業団体中央会

中小企業団体中央会の組織

全国中小企業団体中央会(1)

都道府県中小企業団体中央会(47)

事業協同組合 (21,324)	事業協同小組合 (4)
火災共済協同組合 (42)	信用協同組合 (104)
事業協同組合連合会 (399)	企業組合 (1,034)
協業組合 (594)	商工組合 (976)
商店街振興組合 (909)	商店街振興組合連合会 (66)
生活衛生同業組合 (132)	生活衛生同業組合連合会 (3)
その他(社団法人等) (1,961)	

約2.8万

全国地区の協同組合 (128)
全国地区の協同組合連合会(火災共済・信用組合含む) (83)
全国地区の商工組合・連合会(71)
全国地区の商工団体(社団法人等) (65)

約350

組合所属中小企業者 約280万社

中小企業団体全国大会において要望を決議

- ・平成24年10月25日、宮崎県における「第64回全国大会」において決議。
- ・平成25年10月24日、滋賀県における「第65回全国大会」においても再度決議し、要望。(2500名の中小企業団体の長が参加)



全国大会の決議を
要望する鶴田会長

1. 第65回中小企業団体全国大会決議（抜粋）

「審判制度を廃止する独占禁止法改正法案の早期成立を図ること。また、公正取引委員会が行う「行政調査」の手続きにおいて、事業者の権利を保障する法的措置を講じること。」

改正独占禁止法改正案は、事後審判を廃止して、公正取引委員会の命令の適否を裁判所で審理するよう改正するものであり、早期に成立させるべきである。

また、現行制度では、公正取引委員会による立入調査及び取調べを受けた場合、取調べの最中にメモを取ることは運用として認められていないなど取り調べられる側の権利保護が十分でない。とりわけ、法務部等法的な専門部署を持たない中小企業にとっては大きな負担となり、事業存続が危ぶまれるような深刻な問題が生じている。公正取引委員会が行う立入調査について、取調べを受ける事業者の権利を適切に保障する法的措置を講じる必要がある。なお、本改正案の成立後、行政調査手続について検討を行うこととされており、こうした観点からも早期に成立させることが必要である。

2 . 審査手続に関する主な声

1. 金融検査マニュアル及び監督指針については？

マニュアル等が公開されていることにより、透明性等が高まり、メリットをもたらしている。

- (1) 法令遵守に向けた行動を起こすきっかけとなった。
- (2) 中小企業の経営革新の意欲に繋がった。

2. 独占禁止法の審査については？

- (1) やったことがカルテルになると思わなかった。
- (2) 調査の際に言われた言葉がどういう意味を持つものかよく分からなかった。
- (3) 原材料の高騰分だけ上げていこうと決めただけで、悪いことをしたと思っていない。
- (4) 取調べの最中にメモを取ることを認めてもらえなかった。
- (5) 取調べに拘束される時間が長く、トイレに行きたとも言い出しにくい雰囲気だった。
- (6) 個人情報も聞かれ、取調べが延々と続き、どこまで及ぶのか見当も付かなかった。
- (7) 弁護士を頼んでもいいのかどうか分からなかった。
- (8) 記憶が曖昧なまま供述してしまった調書のコピーを認めてもらえなかった。
- (9) 大量の業務書類が押収され、懸案の業務が続けられなくなった。
- (10) 風評被害に悩まされ、取引先の信頼を取り戻せず、間接的な被害が大きくなった。

3 . 審 査 手 続 に 関 す る 要 望

【全体及び前提として(1)～(3)】

1. 予見可能性を確保した、分かりやすい適正な手続とすること。
2. 調査の手続を中小企業に周知すること。

【取調べ過程とその後(4)～(10)】

3. スピーディかつ負担の少ない手続とすること。
4. 弁護士の立会権、事情聴取時のメモの録取等を認めること。

【その他】

5. 課徴金の金利・算定方法等全見直すこと。

4. 具体事例（本会会員・所属員）

1. タクシー業者【排除措置命令・課徴金納付命令】

【概要】 タクシー事業者が新自動認可運賃の改定において、運賃価格に関する合意を行ったとされた。平成23年12月21日、排除措置命令及び課徴金納付命令2億3175万円（25社計）廃業者発生。全国からカンパを受けながら現在、審判継続中。

【意見】・運賃の話をしればカルテルだと言われた。「即刻課徴金を支払い、新聞に謝罪広告するよう」要請され、しなかったので排除命令違反として更に50万円の過料を取られた。
・課徴金を放置すれば年利14.5%の金利、審判中でも4.3%。供託金調達は到底無理な経営状況。弁護士費用は全国と同業者からのカンパによる。

2 食品加工業者【警告】

【概要】 梅干しの加工組合の組合員が、良質な原料梅の安定確保に向け生産農家と取引。組合が、見通し価格を決定することにより、違反のおそれがあるとされた。

【意見】・そのような行為をしたかどうか一方的に聞かれ、何を聞こうとしているのか説明がないため、意味が分からず対応に大変苦慮した。

- ・事情聴取は、かんぽ保養センターで朝6時から18時まで、10日間くらいの取調べを受け、「大阪まで来てくれ」とも言われ、負担が大きかった。
- ・途中から弁護士をつけて、非常に心強かった。
- ・メモを取るために手帳を持参したが、取り上げられ大変困惑した。
- ・立ち入りは青天の霹靂だが、既にマスコミにリークされ、立ち入り場面が放映された。公取委の後ろにテレビ局。テレビを見た顧客から産地全体の信用失墜と苦情の嵐⑥

4. 具体事例（本会会員・所属員）

3. 家庭用プロパンガス容器製造業者【排除措置命令・課徴金納付命令】

【概要】鋼材等の購入価格の変動に対応して家庭用LPガス容器の需要者向け販売価格の改定を行うため、話し合いにより当該改定に係る具体的な実施の方針を決定し、当該方針に基づいて6社が販売する家庭用LPガス容器の需要者向け販売価格を引き上げるなどしていた。

【意見】

- ・主力銀行等との信頼関係
- ・社長の拘束
- ・（多額の課徴金を報じた新聞を読んだ）取引先への影響、従業員の不安・動揺
- ・ディフェンスなし